

令和5年度 津久見市

浄化槽設置事業補助制度

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替えると、5人槽設置の場合

最大952,000円

の補助ができます！

合併処理浄化槽とは？

台所、トイレ、風呂場等から出る生活雑排水をそれぞれの家庭で処理し、きれいになった水を河川等に流すための設備です。単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換することで、生活雑排水をきれいにし、河川等に流すことができますようになります。

対象区域

公共下水道処理区域外の地域(無垢島を除く)。

対象者

一般住宅(小規模店舗等を併用した住宅の場合は、居住部分が1/2以上必要です)で、くみ取り便槽又は単独処理浄化槽から新たに合併処理浄化槽を設置する方。

※令和5年度から新たに補助の対象が増えました!!

○補助金額(設置費、撤去工事費、宅内配管工事費の合計額が補助金額)

人槽区分		転換 ^(注1)	加算額	合計
設置費	5人槽	332,000円	200,000円	532,000円
	6～7人槽	414,000円	200,000円	614,000円
	8～10人槽	548,000円	200,000円	748,000円
撤去工事費	単独処理浄化槽	120,000円		◎新規
	くみ取り便槽	90,000円		◎新規
宅内配管工事費	単独処理浄化槽	300,000円		
	くみ取り便槽	300,000円		◎新規

(注1) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ切り替えた場合

※この補助金には交付条件がありますので、必ず着工前に上下水道課までご連絡ください。
また、予算の範囲内(先着順)での補助となりますので、お早めにお申込ください。

問い合わせ先

津久見市役所 上下水道課 業務班
電話番号 0972-82-9516

合併処理浄化槽を設置して、きれいな水を流し、私たちの大切な自然を守りましょう！